

新連載 4

ちょっと気になる子どもの判断基準とは？

ちょっと気になる子ども（軽度発達障がい児）の検診は、経験のある保健師や心理判定の経験者で行えますが、発達障がい（自閉症スペクトラム症）の子どもの診断と判定には、保育現場での観察も欠かせません。

また、発達診断を行う専門家も子どもの症状がはっきりとしている場合を除いて、乳幼児期に障がい児と判定することに躊躇します。鳥取県では3歳児検診で見逃されてくる子どもへの対策として、「2005年度鳥取県の5歳児健診では、対象者1,404人のうち1,359人（受診率96.8%）が受診。ADHD（疑いを含む）60人（4.7%）、広汎性発達障がい者30人（2.4%）、学習障がい者2人（0.2%）知的発達境界域から軽度精神遅滞の疑い35人（2.8%）の計9.6%が軽度発達障がいの疑いとされた」（注3）ことから、経験のある保育者や臨床心理士が保育園を巡回してきめ細かい発達指導を行っていますが、鳥取県以外でも4歳、5歳検診に取り組む自治体が急に増えて来ました。

私たちは口癖のようにちょっと気になる（問題行動）と言いますが、どのような基準で問題のある行動と判断するのでしょうか？一般に、問題行動と考えられるのは、あくまでも普通の行動と比べて指摘されていますが、普通の行動（正常な行動）の基準はないのです。保育者（私も含めて）は自分の知識と経験から、子どもの普通の行動と問題行動を判断しています。しかし、子どもはある年齢になるとこの程度のことではできるという目安（発達段階）を知っておくことは大切ですが、保育者の関心が目安に注がれると、子どもの問題行動に気がついたときに、それらの行動の原因は、その子どもの発達要因の中にある、あるいは生まれながらの気質だと判断しがちです。

子どもの問題行動の原因（責任）の大半は、子ども自身や育てた親にあるという考え方です。意外とこのような考え方をする専門家が、今なお大手を振って保護者指導をしています。集団生活に緊張する子ども（3歳児）だから、保育園よりは家で遊んであげなさい、早く次の子どもを産んで正しい母子関係で育てなさいと指導する保健センターや、他の子どもよりは2歳程度の遅れがあるから、もう一年保育園を続けなさいと、過去の遺産「就学猶予」を受け入れている保育園もあります。園長さんもおかしいとは感じながら教育相談のお医者さんのいう事だから黙っているようです。